

給実甲 1 3 0 5 号

令和4年11月18日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
第14条関係	第14条関係
1 (略)	1 (略)
2 この条の規定は、初任給基準表の備考において第15条第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定	2 この条の規定は、初任給基準表の備考において第15条第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定

めがなされている職員に対しても適用される。ただし、次の各号に掲げる規定の適用を受けた職員に対しては、当該各号に定める規定によりこの条の規定は適用しないこととされている。

二 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第5項又は第7項の規定 同表の備考第8項の規定

二 行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第6項の規定 同表の備考第7項の規定

三 専門行政職俸給表初任給基準表の備考第5項又は第7項の規定 同表の備考第8項の規定

四 税務職俸給表初任給基準表の備考第2項又は第4項の規定 同表の備考第5項の規定

五 公安職俸給表(一)初任給基準

めがなされている職員に対しても適用される。ただし、行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第6項の規定の適用を受けた職員に対しては、同表の備考第7項の規定により、研究職俸給表初任給基準表の備考第3項又は第6項の規定の適用を受けた職員に対しては、同表の備考第4項の規定によりこの条の規定は適用しないこととされている。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

表の備考第2項又は第6項の  
規定 同表の備考第7項の規  
定

六 公安職俸給表(二)初任給基準

(新設)

表の備考第3項又は第6項の  
規定 同表の備考第7項の規  
定

七 研究職俸給表初任給基準表

(新設)

の備考第3項又は第6項の規  
定 同表の備考第4項の規定

3・4 (略)

3・4 (略)

第15条関係

第15条関係

1～3 (略)

1～3 (略)

4 この条の第1項の規定を適用  
する場合の経験年数の取扱いに  
ついて次に掲げる規定の適用を  
受ける者の経験年数について  
は、それぞれその定めるところ  
による。

4 この条の第1項の規定を適用  
する場合の経験年数の取扱いに  
ついて次に掲げる規定の適用を  
受ける者の経験年数について  
は、それぞれその定めるところ  
による。

(1) 行政職俸給表(一)初任給基準  
表の備考第3項又は第8項の  
規定

(1) 行政職俸給表(一)初任給基準  
表の備考第3項の規定

(2) 行政職俸給表(二)初任給基準  
表の備考第3項又は第7項の  
規定

(2) 行政職俸給表(二)初任給基準  
表の備考第3項及び第7項の  
規定

(3) 専門行政職俸給表初任給基

(3) 専門行政職俸給表初任給基

<p>準表の備考第2項、<u>第4項</u>又は<u>第8項</u>の規定</p>	<p>準表の備考第2項及び<u>第4項</u>の規定</p>
<p>(4) <u>税務職俸給表初任給基準表</u>の備考第5項の規定</p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) <u>公安職俸給表(一)初任給基準表</u>の備考第7項の規定</p>	<p>(新設)</p>
<p>(6) <u>公安職俸給表(二)初任給基準表</u>の備考第7項の規定</p>	<p>(新設)</p>
<p>(7)～(12) (略)</p>	<p>(4)～(9) (略)</p>
<p>5～11 (略)</p>	<p>5～11 (略)</p>
<p>第26条関係</p>	<p>第26条関係</p>
<p>1～4 (略)</p>	<p>1～4 (略)</p>
<p>5 この条の第1項第3号の「人事院の定める異動」及び「人事院の定めるところ」については、給実甲第254号の<u>第2</u>並びに給実甲第1306号（<u>博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について</u>）の第2の第1項から第3項まで及び第3に定めるところによる。</p>	<p>5 この条の第1項第3号の「人事院の定める異動」及び「人事院の定めるところ」については、給実甲第254号の<u>第2</u>に定めるところによる。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>第28条関係</p>	<p>第28条関係</p>
<p>この条の後段の規定により読み替えられた第26条第1項第2号</p>	<p>この条の後段の規定により読み替えられた第26条第1項第2号</p>

の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の第4及び給実甲第1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）の第2の第4項に定めるところによる。

#### 初任給基準表関係

1～3 （略）

4 行政職俸給表(一)初任給基準表の備考第5項及び第7項、専門行政職俸給表初任給基準表の備考第5項及び第7項、税務職俸給表初任給基準表の備考第2項及び第4項、公安職俸給表(一)初任給基準表の備考第2項及び第6項、公安職俸給表(二)初任給基準表の備考第3項及び第6項、教育職俸給表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び同表の備考並びに研究職俸給表初任給基準表の学歴免許等欄

の「人事院の定める者」については、給実甲第254号（初任給基準又は俸給表の適用を異にして異動した場合の職務の級及び号俸の決定等について）の第4に定めるところによる。

#### 初任給基準表関係

1～3 （略）

4 教育職俸給表(一)初任給基準表の学歴免許等欄、教育職俸給表(二)初任給基準表の学歴免許等欄及び同表の備考並びに研究職俸給表初任給基準表の学歴免許等欄並びに同表の備考第1項、第3項及び第6項の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

並びに同表の備考第1項、第3項及び第6項の「専門職学位課程」については、第14条関係第3項の例による。

5 (略)

5 (略)

以 上